

# お 知 ら せ

R6. 8. 9

愛媛県東予地方局健康福祉環境部地域福祉課  
(0897 - 56 - 1300 内線 (238))

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課  
(089-912-2424)

## 指定障害児通所支援事業者に対する行政処分について

指定障害児通所支援事業所を運営する「株式会社 mikasa (代表取締役 村上 艦)」について、次のとおり事業者としての指定を取り消したので、お知らせします。

記

1 被処分者	<b>【開設者】</b> 法人名 株式会社 mikasa 代表者 代表取締役 村上 艦 所在地 今治市蒼社町一丁目5番42号 <b>【事業所】</b> 事業所名 多機能型事業所児童発達支援・放課後等デイサービスおもいやり 所在地 今治市宮下町3丁目1508-1 サービス種類 児童発達支援、放課後等デイサービス 事業所番号 3850200514
2 処分の内容	指定障害児通所支援事業者の指定取消
3 処分年月日	令和6年8月8日
4 指定取消年月日	令和6年8月8日
5 処分の根拠	児童福祉法第21条の5の24第1項第4号、6号、9号に該当
6 処分の主な理由	(1) 不正の手段による指定（児童福祉法第21条の5の24第1項第9号） 実際には非常勤の保育士等として雇用契約を締結しているにもかかわらず、新規指定申請時に、常勤保育士等を配置するとした事実と異なる書類を提出し、人員配置基準を満たしているかのように装い指定を受けた。 (2) 人員配置基準違反（児童福祉法第21条の5の24第1項第4号） 児童指導員又は保育士について、サービス提供時間を通じて2人以上配置するべきところ、指定を受けた当初から児童指導員又は保育士が配置されていなかった時間帯があり、人員配置基準を満たしていなかった。 また、児童指導員又は保育士について、1人以上は常勤職員を配置するべきところ、少なくとも令和5年5月、6月、7月及び11月以降は常勤職員を配置していなかった。 (3) 不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第6号） 不正の手段により指定を受けており、指定時より障害児通所給付費を受ける地位にはなかったにもかかわらず、同給付費を請求し受領した。
7 認められた不正利得	5,274,940円

## ○法人の概要

- ・ 名 称 株式会社 mikasa
- ・ 代表者 代表取締役 村上 艦
- ・ 所在地 今治市蒼社町一丁目 5 番 42 号
- ・ 設立年月日 平成 26 年 12 月 5 日

## ○対象事業所の概要

- ・ 事業所名 多機能型事業所児童発達支援・放課後等デイサービスおもいやり
- ・ 事業所所在地 今治市宮下町 3 丁目 1508- 1
- ・ サービス種類 児童発達支援、放課後等デイサービス
- ・ 指定年月日 令和 5 年 5 月 1 日
- ・ 利用定員 10 人（児童発達支援 5 人、放課後等デイサービス 10 人）

児 童 発 達 支 援：未就学の障害児に対し、日常生活に必要な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの支援を行う。

放課後等デイサービス：学校（幼稚園・大学を除く）に就学している障害児に対し、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行う。

（参考）

## ○児童福祉法

（指定の取消し等）

第二十一条の五の二十四 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～三 略

四 指定障害児通所支援事業者が、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第二十一条の五の十九第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。

五 略

六 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

七～八 略

九 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により第二十一条の五の三第一項の指定を受けたとき。

十～十三 略

（指定通所支援の事業の基準）

## 第二十一条の五の十九

1 指定障害児通所支援事業者は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所ごとに、当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。

2～4（略）